

バウンドテニス競技大会の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

2020年5月25日

一般財団法人日本バウンドテニス協会

1. はじめに

5月4日(月)に新型コロナウイルス感染症対策本部において、改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、専門家会議による「新型コロナウイルス感染対策の状況分析・提言」を参考にして、業種ごとに自主的な感染防止のための取り組みを進めることが求められました。さらに、5月21日(木)には「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における緊急事態措置を実施すべき区域の変更が決定しました。

- ・特定警戒都道府県：北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- ・特定都道府県：該当なし
- ・緊急事態措置の対象とならない都道府県：上記以外の42府県

このガイドラインは公益財団法人日本スポーツ協会が、スポーツイベントを再開するにあたっての基準や感染拡大予防のための留意点についてまとめた資料等に基づいて作成しました。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることにご留意ください。

また、日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト(主催者向け・参加者向け)」を添付しますので、こちらもご活用ください。

2. バウンドテニス競技大会の再開に当たっての基本的考え方について

当該イベントが開催される都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へのご相談をお願いします。

(1) 特定警戒都道府県

- ①比較的小人数のものも含め、クラスターが発生するおそれがあるため、引き続き都道府県知事からの自粛要請などに基づき、適切に対応することが求められます。
- ②特に、全国的かつ大規模な大会などについては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止または延期するよう、慎重な対応を取ることが必要です。

(2) 特定都道府県(5/21現在、該当都道府県なし)

- ①全国的かつ大規模な大会などについては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止または延期するよう、慎重な対応を取ることが必要です。

②比較的少人数(最大でも50人程度)が参加する大会などについては、地域の感染状況等も踏まえて、各都道府県知事がイベントの開催制限の解除等の対応を取ることが考えられます。この場合は、後述の適切な感染防止対策を講じた上で実施することが可能です。

③ただし、少人数であったとしても、以下のような条件を満たす必要があります。

- ❶ 三つの密(密閉、密集、密接)の発生が原則想定されないこと(人と人との間隔はできるだけ2mを目安に)
- ❷ 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ❸ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策(入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等)が講じられること

(3)緊急事態措置の対象とならない都道府県

①当面の間、全国的かつ大規模な大会の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です

②一方、4月1日開催の専門家会議提言での、地域区分の考え方における「感染未確認地域」の考え方に基づき、参加者が特定された地域スポーツイベントなどについては、各都道府県知事のイベント開催制限の方針に反しない形であれば、後述する適切な感染防止対策を講じた上で、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施することができます。また、その場合であっても当面の間、急激な感染拡大への備えと「三つの密」を徹底的に回避するための対策をとることは必要になります。

3. バウンドテニス競技大会開催・実施時の感染防止策について

この感染防止策は、参加者が大会や講習会に安全・安心に参加できるよう、都道府県知事の方針に反しないことを前提として、大会を開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

主催者は、以下の内容を踏まえつつ、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項を、あらかじめ整理することが求められます。

また、各事項については、チェックリスト化し、適切な場所に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、イベントの主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。

(1)バウンドテニス競技大会などの参加募集時の対応

主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。なお、主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（書面で確認する）
 - (ア) 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - (イ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (ウ) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること。
- ⑤ 大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(2) 当日の参加受付時の留意事項

主催者は、当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することも考えられる）。
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ④ 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。
- ⑦ 当日の受付のほか、イベント前日の受付を行い、混雑を極力避けること。

(3) 参加者への対応

■ 体調の確認：

主催者は当日に、参加者から以下の事項を記載した書面の提出を求めることが必要です。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報取り扱いに十分注意する。
- ② 大会など当日の体温
- ③ 開催前2週間における以下の事項の有無
 - (ア) 平熱を超える発熱
 - (イ) 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - (ウ) だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - (エ) 嗅覚や味覚の異常

(オ)体が重く感じる、疲れやすい等

(カ)新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

(キ)同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

(ク)過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

■マスク等の準備:

主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

■参加前後の留意事項:

参加する個人や団体は、大会前後のミーティングや懇親会等においても「三つの密」を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

(4)主催者が準備等すべき事項

■手洗い場所

主催者は、参加者が手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ① 手洗い場には石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意することも考えられる。(参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする)
- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

■更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。主催者は、試合用の服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース(招集場所)について、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等)については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

■洗面所

洗面所(トイレ)についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。主催者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所(トイレ)について、以下に配慮して管理することが求められます。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 手洗い場には石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ④ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意することも考えられる。(参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする)

■飲食物の提供時

主催者は、熱中症予防水分補給等のため飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗いや手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。
- ③ 菓子等の食品については、参加者が同じ大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
- ④ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

■観客の管理

会場に観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。

■会場

換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。

■ごみの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ごみを回収する人はマスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

(5)参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

主催者は、参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

①十分な距離の確保

競技をしていない間も含め、感染予防の観点から周囲の人となるべく距離を空けること。試合中は呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。感染予防の観点から、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

(ア)試合開始前の挨拶、トスはネットから1m以上離れて行うこと。

もちろん、握手は避けること。

(イ)パートナーとのハイタッチや、至近距離での声掛けを行わないこと。

(ウ)ポイントが決まった時などに、鼓舞するような大きな発声を控えること。

②その他

(ア)タオルの共用はしないこと。

(イ)飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

(ウ)飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。

(6)その他の留意事項

主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、当日に参加者より提出を求めた書面について、保存期間(少なくとも1ヵ月以上)を定めて保存しておく必要があります。

また、終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく必要があります。

(以上)